

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

年度回数

1

回/次

回

団体情報から転記

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

更生保護法人日本更生保護協会

団体代表者 役職・氏名

事務局長・幸島聡

分類

既存採択団体

法人番号

0110-05-000681

団体コード

申請団体の住所

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目10番9号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

（１）申請資格要件（欠格事由）について

（２）公正な事業実施について

（３）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

（４）情報公開について（情報公開同意書）

（５）JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙 1 の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須		申請時入力不要	
任意			
基本情報			
申請団体		資金分配団体	
資金分配団体	事業名（主）	刑務所出所者等の住居確保と暮らしを支えるネットワーク構築事業	
	事業名（副）		
	団体名	更生保護法人日本更生保護協会	コンソーシアムの有無 なし
事業の種類1		①草の根活動支援事業	
事業の種類2		①-1全国ブロック	
事業の種類3			
事業の種類4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	刑務所出所者や非行少年は生活基盤が脆弱であったり、生活の基礎的部分のスキルがないために再犯に繋がることも多く、住居の確保をはじめ生活に欠かせない基礎的なサービスにつながる支援を提供することは非常に重要である。
_3.すべての人に健康と福祉を	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	薬物やアルコールなどの依存症を背景とした犯罪の場合、依存症の治療・回復支援は、再犯防止の上でも非常に重要であり、そのために中長期的に安定的な生活を送れる住居の確保や継続的に治療につながり続けられる環境整備が必要である。

_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	刑務所出所者や非行少年は、住宅確保要配慮者である者も多いが、実際的には忌避されがちな存在であり、住居の確保に困難を抱えている。住居が確保できず社会から排斥された状態では、再犯につながるリスクを高めることになる。罪を償い更生する上で社会的な包含が促進されることは、安全・安心の社会を作る上で非常に重要である。
_16.平和と公正をすべての人に	16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	刑務所出所者や非行少年への支援を通して再犯を防止し、安全・安心な社会を作ることは、結果的に再犯が減少し全ての形態の暴力を減少することに資することになる。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	刑務所出所者や非行少年も、社会に戻れば一人の住民である。保護司を始めとする更生保護関係者だけでなく、福祉、住宅、医療、教育、行政、企業、市民など、地域の多様な分野・主体が手を携えて支える仕組みが必要である。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	194/200字
犯罪をした人、非行のある少年の立ち直りを支援する更生保護事業の民間全国センター組織として関係団体の事業への助成、関係者の研修や更生保護の広報啓発などに取り組むことにより、犯罪をした人や非行のある少年から生き直す意欲を引き出し、具体的生活の中で社会との関係性を回復することを支援し、また、地域社会が持つ犯罪を防ぐ力の再生・強化を促進することにより、誰一人取り残さない社会の実現を目的とする。	
(2)団体の概要・活動・業務	195/200字
全国を事業区域として更生保護事業法による連絡助成事業を営む公益法人として次のような活動を行っている。①更生保護関係の全国団体に対する運営経費の助成②更生保護施設が施設改善を行う場合の資金助成③保護司をはじめとした民間更生保護ボランティアの研修や顕彰の実施④更生保護に関わる先駆的活動に対する事業費の助成や活動に対する助言などの非資金的支援⑤イベントや各種広報媒体による更生保護の広報啓発活動	

II.事業概要					国外活動の有無		－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2025/11/20	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		なし	
直接的対象グループ	【助成対象団体】 ・ 刑務所出所者および非行少年への直接的な支援実績が継続的にあり、かつ居住支援の発展を目指す団体						(人数)	4団体程度		

最終受益者	【助成先団体の支援対象者】 ・ 刑務所出所者および非行少年のうち、住宅確保に困難がある者 ※あくまで主対象は上記だが、起訴猶予や不起訴等になった不安定居住者や、生活困窮等により犯罪に至りかねないリスクのある不安定居住者も事業の受益者に含む ―― 主対象の補足：全国で約4,700人/年ほどが新規で発生(R5) 内訳：a. 更生保護施設の年間退所人員4,825人中,退所先を借家とした1,746人,退所先不明540人／b. 自立準備ホーム委託実人員1,775人中,退所先が借家や退所先不明者おおよそ700人 ※正確な数値がないため更生保護施設の数字を参考に算出／c. 帰宅先を確保できなかった満期釈放者（その内特別調整対象者を除く）1,800人ほど	(人数)	約1,200人 （年間あたり全国で新規の対象者約4,700人÷47（都道府県）＝1県域100人/年×4実行団体×3年＝1,200人） ※地域性や対応圏域によって対象人数や施設の偏在が大きく一律平均で算出することは正確でなく、大掴みの数字であることを補足
事業概要	本事業では、住まいを核として、刑務所出所者や非行少年が地域で暮らし続けることを支えるネットワークづくりに取り組む。刑務所出所者や非行少年は、住居確保にあたり二重三重の課題に直面することが多く、住居が確保できた後も就労が続かないなど生活再建は容易ではない。それは言い換えれば生活サイクルを築くこと、社会とつながり人間関係を保っていくことの困難でもある。その根本にも目を向けた支援のアプローチが求められている。 本事業では具体的に、刑務所出所者や非行少年を主な対象（又は必ず一定含む対象）として【①住居確保支援】【②暮らしを支える諸般のサポート（生活相談, 就労支援,生活スキル習得,公的支援へのつなぎ,関係性づくり支援等）】【③対象者の受け入れ促進に向けた環境整備】を包括的に行う事業に助成をする。住居確保の上では、協力不動産業者の開拓、及びその不安感・負担感軽減のための対応をはじめ、更生保護内外の協力者の開拓と連携の深化が求められている。これらの経験値を蓄積することで、更生保護と居住支援を架橋する人材育成も行う。関係する施策の動向として、今秋制度開始となる居住サポート住宅等の動きとも効果的な連動を図りながら、対象者の地域での暮らしを持続的に支えるモデルの構築を目指す。当協会は、非資金的支援として事業と評価両面の伴走、実行団体同士の交流促進、成果の可視化・検証とノウハウ普及のための活動を行う。		
599/600字			

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	999/1000字
■出所者等が直面する複合的な困難の構造 刑務所出所者等が生活再建する上では、大きく３つの壁にぶつかる。まず安定した「住居」の確保である。法務省の調査によれば、住居が定まっていない者は定まっている者に比べ再犯に至るリスクが高いことが指摘されている。しかし、出所者等は前歴に対する社会的偏見、保証人の不在、就労が不安定で収入状況から審査に通らずといった複合的な要因から、民間賃貸住宅への入居には困難がつきものである。この住居不安は、生活全体の不安定化を招き、就労への意欲にも影響を及ぼす。次に「就労」の壁である。前歴開示の上で就労できる業種は偏りが大きく本人の適性とミスマッチが生じたり、職場での人間関係構築の難しさ、就労意欲の維持が難しいなど、様々な理由で仕事が長続きしない者も多い。安定した収入を得られなければ、困窮に陥り、再び犯罪に至るリスクを高める。令和5年の再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は47％と依然として高い水準にあり、特に無職者の再犯者率は有職者に比べ約3倍と格段に高い。さらに深刻なのは「社会的孤立」である。出所者等は、家族や親族との関係が断絶している場合が多く、健全な交友関係も少ないことから安心して相談できる相手がおらず、精神的な支えを失った結果、孤独感や絶望感を深め、社会から隔絶された状態に陥る。孤立も再犯リスクと密接につながっている。これらの住居、就労、人とのつながりにおける課題は、個別の問題としてではなく、相互に影響を及ぼし合っ出所者等の社会復帰を困難なものとしている。 ■支援体制の状況 国の更生保護制度には一定の支援メニューがあるものの、適用期間も支援内容も限界がある。更生保護施設は帰住先のない人の重要な受け皿であるものの、希望する全ての人が入所できる訳ではなく、行き場のないままに釈放される人も多い。地域社会における支援の中核を担う保護司は、発達特性などを抱える対象者に苦慮する場面が増える一方、地域のつながりが希薄化する中で、孤軍奮闘している状況がある。NPO等による支援は、公的支援の隙間を埋める重要な役割を担っており、個別の事情に寄り添った支援を展開しているが、多くは財政基盤の脆弱さや人材の不足など、活動の持続性に不安がある。支援が「点」や「線」に留まり、地域全体で包括的に支える「面」としての支援体制の構築は未だ途上である。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
・R5厚生労働省・国土交通省・法務省の３省合同による「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」が行われ、中間とりまとめでは、刑務所出所者等が安定して生活できる入居前・入居後の支援の仕組みづくりの必要性が提言された。 ・更生保護施設では、退所者へのフォローアップ支援(H29～)、訪問支援(R3～/1人あたり最長2年間)を行っているが、特に後者においては実施施設は限定的である。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	195/200字
休眠2022年度事業では地域支援ネットワーク創出事業として５団体への助成を行っている。連携担当者の確保育成や、研修会、居場所づくりなどの活動から派生したネットワーク形成が進んでおり、多様な地域資源との連携が芽生えている。一方で、対象者との接触機会が少ない人や地域もあるため、一律な地域全体への波及には難しさもあったことから、より対象者に近いところに焦点化したネットワーク事業の申請に至った。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	160/200字
国の施策では、これまで就労に重きを置いた支援が展開されてきており、居住支援の重要性も掲げられてはいるものの、現状踏み込んだ施策はない。更生保護制度の支援から離れた後も、引き続き支援の必要性がある対象者は多くおり、現場の事業者がそうした対象へのアプローチを図るべく発展的な取組みをするためには、民間資金の獲得が必要である。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
刑務所出所者や非行少年等が、どの地域に帰住しても居場所と出番や必要な支援を得られることで生きづらさが軽減され、様々な課題に建設的に対応できるようになり、再犯せず安定した生活を持続できる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
01 刑務所出所者や非行少年が、生活再建にあたって住居がスムーズに確保でき、その後も周囲の力を借りながら生活の基盤を作り、地域のなかに自らの出番や居場所があると感じられるようになっている。		①住居確保率・定着率 ②生活基盤の状況 ③対象者の心理変化		①－ ②－ ③－			①向上している（詳細は事前評価時に設定） ②向上している（詳細は事前評価時に設定） ③アンケートやヒアリングを行う（詳細は事前評価時に設定）
02 地域の支援者たちが、対象者受け入れの実践を重ねるなかで連携が深化し、住居確保とその後の継続的な見守りや社会参加支援の一定の仕組みが整う。		①連携事例 ②支援の仕組み整備状況		①－ ②－			①事例を抽出できている（目標数は事前評価時に設定） ②事例から分析ができている
03 実行団体が、事業を通して関係性資本、知識資本、人的資本を強化し、活動を持続的に進めていくための道筋ができると共に、ノウハウが展開可能な状態になっている。		①エコマップ ②実行団体の意識変化 ③持続可能性の度合い		①－ ②－ ③－			①広がり・質どちらも向上している ②アンケートやヒアリングを行う（詳細は事前評価時に設定） ③助成終了後も持続できる体制になっている

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
01 実行団体が、更生保護と居住支援を架橋する知識と経験を団体内で共有でき、活動継続していくための組織基盤が強化されている。		①団体内部での知見の共有化状況 ②組織基盤強化の取組み状況		①－ ②－			①マニュアルやツール等の参照可能な形で共有化が進んでいることが確認できる ②現状分析を踏まえて、必要な取組みが行われている
02 事業から得られた知見を整理し、他地域でもノウハウが活用できるよう、分野関係者への広報を行っている。		①広報活動の実施状況		①－			①段階的に事業進捗を伝える情報発信を行っている。事業終了前に、報告会を行っている。
03 実行団体の近郊にいる分野関係者にも取組みが周知され、ノウハウの横展開や連携が生まれている。		①普及や連携の事例		①－			①事例を抽出できている（目標数は事前評価時に設定）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
・ 実行団体の案件発掘（更生保護関係団体との意見交換、居住支援関係団体への情報発出協力依頼） ・ 実行団体の公募事務（公募要領の公開、事前相談会（複数回）開催、公募締切後の各団体との面談、外部選考委員による選考委員会の開催等）	2025年11月～2026年3月	111/200字
【準備】居住支援の研修受講 【①住居確保支援】 協力不動産業者の開拓： 地域内の不動産会社リストを作成し、事前評価の一環としてニーズ調査・ヒアリング等を実施。その後、訪問による協力依頼を開始。刑務所出所者等の支援に協力いただけるか、丁寧な説明をして不安感の軽減に努める。 保証会社・家主等との連携模索： 協力的な家賃債務保証会社や家主についてリサーチする。 【②暮らしを支えるサポート】 支援対象者の受け入れとアセスメント： 保護観察所や地域の関係機関から紹介を受け、対象者の受け入れを開始。個々の課題やニーズを把握するためのアセスメント（初期面談）を実施し、個別支援計画を作成する。 基本的な生活相談・同行支援： 日常生活の悩みに関する相談対応、行政手続きや病院等への同行支援を開始する。 【③受け入れ促進に向けた環境整備】 協力者向け説明会の企画： 関心のある不動産業者を対象に説明会や勉強会の企画に着手する。	2026年4月～2027年3月	410/200字
【①住居確保支援】 協力不動産業者等との関係強化： 定期的な連絡会や情報交換会を開催し、成功事例や課題を共有。トラブル発生時の対応フローを協働で検討し、実践的なノウハウを蓄積する。 【②暮らしを支えるサポート】 就労・生活スキル支援の本格化： ハローワークや地域の協力企業と連携した就労支援を強化。金銭管理、コミュニケーション等の生活スキル向上プログラムを企画・実施する。 関係性づくり・居場所支援： 対象者の孤立を防ぐため、地域の活動への参加を促したり、支援団体が運営する居場所への参加を促すなど、社会とのつながりを再構築する支援を強化する。地域の保護司会など更生保護関係者にも事業説明を行い、協力を募る。 【③受け入れ促進に向けた環境整備】 地域向けセミナー・イベントの実施： 不動産業者、民生委員、地域住民等を対象としたセミナーやシンポジウムを開催し、刑務所出所者等の現状と支援の重要性について理解を広める。当事者の（可能な範囲での）体験談なども交え、受け入れへの心理的障壁を低減する。 自治体への働きかけ： 地域の居住支援協議会等へ実行団体のメンバーが参画できるよう働きかけ、更生保護の視点を地域共生社会づくりの施策に反映させることを目指す。	2027年4月～2028年3月	527/200字

【① 住居確保支援】 これまで開拓した協力不動産業者等との連携のもと、「居住サポート住宅」制度の活用が可能であれば、活用する。不動産業者や福祉サービス事業者、保護司等の協力により、物件が安定的に確保できる状態になっている。 【② 暮らしを支えるサポート】 支援サイクル（相談、同行、各種プログラム等）を安定的に運営する。個別の支援においては、対象者のインフォーマルの関係を耕すために地域の協力者と共に支援を行っている。また、2年間で蓄積した支援ノウハウや成功事例、困難事例への対応策などを言語化・マニュアル化し、組織の知識として定着させる。 【③ 受け入れ促進に向けた環境整備】 地域の協力者や住民を対象とした報告会を開催し、取り組みの振り返りを行う。助成終了後の活動継続方針を定め、次年度の計画が立てられている。	2028年4月～2029年3月	359/200字
--	-----------------	----------

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
・事業目標に合った案件の発掘（公募前の事前相談会等） ・事業計画・資金計画・評価計画策定に関する相談支援、事務支援（契約前オリエンテーション等の開催）	2025年11月～2026年3月	75/200字
・事前評価のオリエンテーション実施 ・事前評価支援：事業計画書の改定、ロジックモデル作成支援 ・エコマップ作成ワークショップ等、現状の関係性の可視化 ・居住支援の研修会実施 ・実行団体の組織基盤の強化・安定に資する支援（実行団体への相談対応、組織基盤強化研修、広報活動支援、実行団体同士のマッチングや学び合いの場の提供、専門家の紹介等）	2026年4月～2027年3月	168/200字
・事業地域でのネットワーク構築の伴走支援 ・中間評価のオリエンテーション実施 ・中間評価支援：アウトカムの達成状況計測、ロジックモデル等改定支援 ・事業進捗の情報発信、段階的なノウハウ整理 ・実行団体の組織基盤の強化・安定に資する支援（実行団体への相談対応、組織基盤強化研修、広報活動支援、実行団体同士のマッチングや学び合いの場の提供、専門家の紹介、出口戦略に関する支援）	2027年4月～2028年3月	186/200字
・ネットワークのノウハウについて他地域への共有化を図る活動 ・実行団体の支援マニュアル等の作成支援 ・事後評価のオリエンテーション実施 ・事後評価支援：アウトカム達成状況計測、事後評価報告書作成支援 ・出口戦略支援 ・成果報告会の開催 ・事業報告冊子の作成 ・政策提言のとりまとめ	2028年4月～2029年3月	141/200字

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/11/20 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	刑務所出所者等の住居確保と暮らしを支えるネットワーク構築事業	
	団体名	更生保護法人日本更生保護協会	

	助成金
事業費	73,552,412
実行団体への助成	69,000,000
管理的経費	4,552,412
プログラムオフィサー関連経費	18,168,000
評価関連経費	7,105,000
資金分配団体用	3,655,000
実行団体用	3,450,000
合計	98,825,412

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	769,700	24,370,704	24,206,004	24,206,004	73,552,412
実行団体への助成	0	23,000,000	23,000,000	23,000,000	69,000,000
－					
管理的経費	769,700	1,370,704	1,206,004	1,206,004	4,552,412

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	6,136,000	5,896,000	6,136,000	18,168,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,536,000	4,536,000	4,536,000	13,608,000
その他経費	0	1,600,000	1,360,000	1,600,000	4,560,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,405,000	2,180,000	2,520,000	7,105,000
資金分配団体用	0	1,255,000	1,030,000	1,370,000	3,655,000
実行団体用	0	1,150,000	1,150,000	1,150,000	3,450,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	769,700	32,911,704	32,282,004	32,862,004	98,825,412

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	12,000,000	86.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	更生保護法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		更生保護法人日本更生保護協会	
郵便番号		151-0051	
都道府県		東京都	
市区町村		渋谷区	
番地等		千駄ヶ谷五丁目10番9号	
電話番号		03-3356-5721	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.kouseihogo-net.jp/hogokyoukai/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		1939/12/02	
法人格取得年月日		1939/12/02	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	トクラマサカズ
	氏名	十倉雅和
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	53
理事・取締役数 [人]	23
評議員 [人]	27
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	2

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	11
常勤職員・従業員数 [人]	11
有給 [人]	10
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	6
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	6
個人会員・ボランティア数	48,128
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	48,099
個人その他会員 [人]	29

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	280
申請前年度の助成総額 [円]	125,464,457
助成した事業の実績内容	当協会は更生保護に関する民間活動への支援を事業の中心としており、更生保護関係者の先駆的な取組に対する助成や、更生保護関係者の処遇力の向上等に資する研修・研究への助成など、幅広い助成や活動支援を実施している。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	刑務所出所者等の住居確保と暮らしを支えるネットワーク構築事業
団体名:	更生保護法人日本更生保護協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款・評議員規則	第30条・第38条・第39条、評議員会規則第3条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第15条、規則第3条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第15条、規則第3条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第15条、規則第4条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第30条、第14条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第18条、規則第7条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第21条、規則第12条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第18条、規則第7条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第6条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第6条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第38条・第39条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款15条、規則第3条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款15条、規則第3条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款15条、規則第4条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第14条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款第18条、規則第7条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款第21条、規則第11条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款第18条、規則第6条、第7条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3条から第6条、別表	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第8条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第12条、第30条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	(非該当)	(非該当)	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	定款・倫理規程	定款第18条、第30条、規程第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第17～21条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン・倫理規程	規程第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程・理事会規則・審査会議規則・専門家会議規則	倫理規程第5条、第6条・理事会規則第6条、審査会規則第3条、専門家会議規則第2条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2) 自己申告 「不正発生時には、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程・役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	倫理規程第6条、役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程第3条、第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条・第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	一般の職員の給与に関する法律	第5条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	一般の職員の給与に関する法律	第3条・第6条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務局規程・職務権限規程・文書管理規程	事務局規程第5条、第6条、職務権限規程第4条～第6条、文書管理規程第3条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条、第9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条、第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第3条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第10条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条～15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	更生保護事業会計基準・経理規程	基準第4条・規程第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	更生保護事業会計基準・経理規程	基準第3条・規程第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第15条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	更生保護事業法・更生保護事業会計基準・経理規程	事業法第52条、基準別表、経理規程第3条、第7条

(5)金銭の出納保管	公募申請時に提出	経理規程	第15条～第18条
(6)収支予算	公募申請時に提出	更生保護事業会計基準・経理規程	基準第2章、規程第11条～第13条
(7)決算	公募申請時に提出	更生保護事業会計基準・経理規程	基準第3章、規程第26条～第30条

更生保護法人日本更生保護協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、更生保護法人日本更生保護協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10番9号に置く。

2 本会は、必要と認める地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、更生保護事業法第2条第4項に規定する地域連携・助成事業を行い、更生保護に関する事業の充実発展に寄与することにより、社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の地域連携・助成事業を営む。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- (5) 犯罪者の改善更生に関する調査研究
- (6) 更生保護事業従事者の指導育成及び顕彰
- (7) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上25人以下
- (2) 監事 3人

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、2人以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第6条 理事及び監事は、評議員会の議決により、理事長が委嘱する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事及びその親族その他特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事のうちには、それぞれの監事について、その親族その他特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
- 5 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 6 監事は、評議員又は本会の職員を兼ねることができない。

(理事長及び理事の職務)

第7条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 本会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本会を代表する。

(監事の職務)

第8条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを評議員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事長に意見を述べること。
- 2 前項第1号及び第2号の監査については、目的の達成に支障がないと認め

られる範囲において、その全部又は一部を対面によらない方法で実施することは差し支えない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員の場合の処置)

第10条 役員の辞任又は任期満了によってその定数を欠くに至ったときには後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(役員の解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第12条 役員は、無給とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職 員)

第13条 本会に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、理事長の定めた職務に従事する。

第4章 理事会

(付議すべき事項)

第14条 理事会には、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を付議する。

(1) 更生保護事業の認可に係る事項の変更に関する事項

(2) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担に関する事項

(3) その他理事長が必要と認めた事項

(招 集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項を記載した書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)をもって、開催日の1週間前までに理事に対して、その通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第17条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議 決)

第18条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決)

第19条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(書面による議決)

第20条 理事長は、議決すべき事項が簡易若しくは急速を要するものであるとき又は災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により理事会の招集が困難と認められるときは、全ての理事に対し、書面により理事会の議事について賛否を求めることをもって理事会の開催に代えることができる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による付議の年月日
 - (2) 開会の日時及び場所(当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事又は監事が当該理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)又は方法(当該理事会の場所を定めなかった場合に限り。)
 - (3) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、書面による議決があったと見なされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第5章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第22条 本会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、26人以上30人以下の評議員をもって組織する。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、理事会の議決により、理事長が委嘱する。

(評議員会の権限及び評議員の職務)

第24条 評議員会は、この定款に別に定める権限を有するほか、本会の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に対し報告を求めることができる。

(付議すべき事項)

第25条 評議員会には、この定款に別に定める事項のほか、本会の業務に関する重要な事項その他理事長が必要と認めた事項を付議する。

(監事の請求による評議員会の招集)

第26条 理事長は、第8条第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を示して評議員会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第29条 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決する。

(準用)

第30条 第6条第3項、第9条から第12条まで、第15条、第18条第2項及び第19条から第21条までの規定は、評議員及び評議員会について準用する。この場合において、第6条第3項、第15条第3項、第18条第2項、第19条及び第21条第1項中「理事」とあるのは「評議員」と、第9条から第12条までの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第15条、第18条第2項及び第19条から第21条までの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、第15条第2項中「理事総数」とあるのは「評議員総数」と、第21条第3項中「理事」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第31条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会及び評議員会の議決により理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に答える。

4 顧問及び参与は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

第7章 会 員

(会 員)

第32条 本会に、会員を置く。

- 2 会員は、正会員及び賛助会員とし、理事会で議決した金額の会費を支払うものとする。
- 3 正会員は、保護司、更生保護法人等の役職員、更生保護婦人会員、BBS会員、その他更生保護に関する事業に従事するもので、理事会の承認を得たものとする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し本会を援助する者で、理事会の承認を得たものとする。
- 5 会員は、本会の刊行物の無料配布又は実費配布を受けることができる。
- 6 会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

(会員資格の喪失)

第33条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を継続して3年以上納入しないとき。
- (4) 会員としてふさわしくない行為があり、理事会の議決により除名されたとき。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、基本財産及び通常財産で構成される。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるもので構成される。
 - (1) 別紙基本財産目録に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 基本財産に繰り入れることを理事会で議決した財産
- 3 通常財産は、基本財産以外の資産で構成される。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、費消し、貸し付け、担保に供し、通常財産に繰り入れ、又は廃棄する等の処分をすることができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、第45条第1項の

手続を経て、それらの処分をすることができる。

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への預貯金、信託会社への信託又は国債、公債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(特別会計)

第37条 本会は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。会計年度の途中でこれを変更する場合も同様とする。

(事業成績書及び収支決算書等)

第39条 本会の事業成績及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越す。ただし、理事会の議決により、その全部又は一部を基本財産に繰り入れることができる。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借り入れその他新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。

第9章 収益事業

(収益事業の種類)

第42条 本会は、更生保護事業法第6条の規定により、次の収益事業を行う。

- (1) 更生保護に関する図書、雑誌の出版業の経営
- (2) 更生保護事業の啓発のための物品販売業の経営
- (3) 土地、建物貸付業の経営
- (4) 駐車場業の経営

(収益事業の収益の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、本会が営む更生保護事業に充てなければならない。

(収益事業の重要事項の決定等)

第44条 収益事業の運営に関する重要な事項は、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。ただし、定款の変更を伴う場合は、第45条の手続による。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更するとき（更生保護事業法第27条第1項に規定する法務省令で定める事項に係るものを除く。）は、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、かつ、法務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の法務省令で定める事項に係る定款の変更をするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

(解 散)

第46条 本会は、更生保護事業法第31条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

- 2 更生保護事業法第31条第2項の認可又は認定を受けようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議

員会の議決を経、更生保護事業法第47条の2の届出をして地域連携・連絡助成事業を営む法人に寄附する。

(合 併)

第48条 本会が合併しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、かつ、法務大臣の認可を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、更生保護事業法に定める方法によるほか、この法印のホームページに掲載するものとする。但し、ホームページに掲載することが困難な場合は、官報に掲載して行う。

第12章 雑 則

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により、理事長がこれを定める。

附 則

1 この法人の組織変更当初の役員は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理 事 長	瀬戸山 三 男
副理事長	木 藤 繁 夫
常務理事	宮 野 修
理 事	神 谷 尚 男
同	安 原 美 穂
同	高 瀬 禮 二
同	前 田 宏
同	中 川 順
同	武 田 豊
同	花 村 仁八郎
同	平 岩 外 四
同	笥 榮 一

同	山 下 眞 臣
同	鹽 野 宜 慶
同	吉 澤 幸一郎
同	岩 田 昌 司
同	川 俣 正 明
同	東 條 伸一郎
同	則 定 衛
同	俵 谷 利 幸
同	磯 邊 律 男
監 事	濱 崎 恭 生
同	中 井 憲 治
同	安 田 義 徳

- 2 この法人の組織変更当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、組織変更の日から平成10年3月31日までとする。
- 3 評議員は、平成8年5月31日までに、理事会で選任するものとし、その任期は、第30条の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 4 役員の選任に関する事項は、第6条第1項の規定にかかわらず、組織変更の日から評議員が選任されるまでの間、理事会の議決により、決定するものとする。
- 5 前項の場合を除き、この定款において評議員会の議決を要するとされている事項は、第11条、第31条第2項、第38条、第39条、第41条、第44条、第45条、第46条第2項、第47条及び第48条の規定にかかわらず、組織変更の日から評議員が選任されるまでの間、各条の理事会における議決のみにより、決定するものとする。
- 6 この法人の組織変更の日の属する年度の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 7 この法人の組織変更当初の会計年度は、第40条の規定にかかわらず、組織変更の日から平成9年3月31日までとする。

附 則

- 1 第3条、第4条、第8条第2項、第15条第3項、第18条第1項、第20条、第21条第1項第2号、同条第3項、第30条、第39条第1項及び第47条の変更は令和6年5月20日から施行する。

定款第34条2項(1)の別紙

財 産 目 録

更生保護法人日本更生保護協会

基 本 財 産		(単位:円)
区 分	摘 要	価 格
土 地	1 渋谷区千駄ヶ谷5-10 地積:767.27㎡	62,759,800
	2 千代田区三番町7-12 地積:721.15㎡	452,260,000
建 物	渋谷区千駄ヶ谷5-10 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 1棟 「更生保護会館」延床面積:1,842.97㎡	283,943,000
建物附属設備	1 電気設備	20,475,000
	2 給排水設備	13,238,400
	3 空気調和設備	39,741,840
	4 昇降機設備	11,533,556
構 築 物	1 舗装路面	17,408,000
	2 自転車置場屋根	1,252,319
	3 館名表示看板	2,970,000
有 価 証 券	社債	2,958,780,000
合 計		3,864,361,915